



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

- 708 介護保険法による指定居宅サービス事業者の廃止 (介護サービス指導課) 1
- 709 介護保険法による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定
(") 1
- 710 急傾斜地崩壊危険区域の指定 (砂防課) 1
- 711 平成10年和歌山県告示第544号（急傾斜地崩壊危険区域の指定）の一部改正 (") 2
- 712 指定納付受託者の指定 (教育委員会) 3

告 示

和歌山県告示第708号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づく指定居宅サービス事業者の廃止について、次のとおり届出があったので、同法第78条第2号の規定に基づき公示する。

令和8年8月12日

和歌山県知事 宮 崎 泉

指定事業者番号	事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
3071800969	株式会社LIGLUX	ひまわり福祉サービス岩出事業所	和歌山県岩出市船戸116	訪問介護	令和8.7.31

和歌山県告示第709号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項及び第53条第1項の規定により指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定に基づき公示する。

令和8年8月12日

和歌山県知事 宮 崎 泉

指定事業者番号	事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日	指定の有効期間の満了の日
3061390112	株式会社LLL	訪問看護ステーションHOPE.sisu	和歌山県伊都郡かつらぎ町柏木299番地の1	訪問看護	令和8.8.1	令和14.7.31
				介護予防訪問看護	令和8.8.1	令和14.7.31

和歌山県告示第710号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

令和8年8月12日

和歌山県知事 宮 崎 泉

浜の宮地区急傾斜地崩壊危険区域

和歌山県東牟婁郡那智勝浦町浜ノ宮字勝山・字片山・字中須ユリロ・字下モ片山・字上ノ北地の区域の内、次の1点から17点までを順次結んだ線及び1点と17点を結んだ線によって囲まれた土地の区域。この場合において、各点を結ぶ線は直線とする。

- | | |
|-----|-------------------|
| 1点 | 北緯33度38分48秒03447 |
| | 東経135度55分52秒20409 |
| 2点 | 北緯33度38分48秒30793 |
| | 東経135度55分53秒10263 |
| 3点 | 北緯33度38分47秒98335 |
| | 東経135度55分54秒07996 |
| 4点 | 北緯33度38分47秒06538 |
| | 東経135度55分54秒44310 |
| 5点 | 北緯33度38分45秒92672 |
| | 東経135度55分55秒30227 |
| 6点 | 北緯33度38分44秒50426 |
| | 東経135度55分56秒45223 |
| 7点 | 北緯33度38分44秒17958 |
| | 東経135度55分58秒87402 |
| 8点 | 北緯33度38分42秒96245 |
| | 東経135度56分00秒31165 |
| 9点 | 北緯33度38分44秒01858 |
| | 東経135度56分03秒09929 |
| 10点 | 北緯33度38分43秒26438 |
| | 東経135度56分04秒17624 |
| 11点 | 北緯33度38分42秒13074 |
| | 東経135度56分04秒48227 |
| 12点 | 北緯33度38分41秒24020 |
| | 東経135度56分02秒96762 |
| 13点 | 北緯33度38分40秒69549 |
| | 東経135度56分01秒02728 |
| 14点 | 北緯33度38分40秒55434 |
| | 東経135度55分59秒06831 |
| 15点 | 北緯33度38分41秒45490 |
| | 東経135度55分56秒71189 |
| 16点 | 北緯33度38分45秒26904 |
| | 東経135度55分53秒69733 |
| 17点 | 北緯33度38分46秒65189 |
| | 東経135度55分52秒38686 |

和歌山県告示第711号

平成10年和歌山県告示第544号（急傾斜地崩壊危険区域の指定）の一部を次のように改正する。

令和8年8月12日

和歌山県知事 宮 崎 泉

浜の宮地区急傾斜地崩壊危険区域の項を削る。

和歌山県告示第712号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、令和8年7月22日に次のとおり指定納付受託者を指定した。

令和8年8月12日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 指定納付受託者の名称及びその主たる事務所の所在地

ブリッジ・モーション・トゥモロー株式会社

東京都品川区西五反田七丁目7番7号

2 指定納付受託者が納付する歳入等

和歌山県立博物館施設（和歌山県立近代美術館、和歌山県立博物館、和歌山県立紀伊風土記の丘及び和歌山県立自然博物館をいう。）における入場料及び図録等の販売代金（指定納付受託者が提供するインターネットによる公金支払システム及びその決済基盤を利用して納付事務を行うものに限る。）

3 指定納付受託者の納付方法

指定納付受託者が提供するインターネットによる公金支払システム及びその決済基盤を利用する納付方法